

第2次豊中市公立こども園整備計画

令和7年（2025年）3月

豊中市

I. 計画策定の趣旨	1
1. これまでの取組み	1
①公立こども園の適正配置に向けた基本方針について	1
②「夢・はぐくむ」公立こども園整備計画について	2
③公立こども園再整備計画（前期）について	3
2. 計画策定の背景	4
①全国の状況	4
②豊中市の状況	5
③公立こども園の現状	6
3. 計画策定の目的	9
4. 計画期間	9
II. 公立こども園の役割と適正配置の考え方	10
1. 公民で充実を図る機能	10
2. 公立こども園の役割	12
3. 公立こども園の適正配置の考え方	13
①基本的な方向性	13
②適正配置にかかる区域の考え方	13
③地域子育て支援の推進	15
④施設整備	16
III. 適正配置に向けた進め方	17
1. 民間移管を進める公立こども園	17
①前期5年間（令和7年度～11年度）	17
②後期5年間（令和12年度～16年度）	18
2. 各圏域の中核を担う公立こども園	19
3. 民間移管の手法について（前期5年間）	20
①民間移管先の選定基準	20
②土地利用・施設整備	20
③定員設定・施設機能等	20
④教育・保育内容	21
⑤地域子育て支援	21
⑥保護者負担	22
⑦三者協議会の設置	22
⑧引継ぎ・共同保育の体制	22
⑨アフターフォロー	22
⑩民間移管のスケジュールイメージ	23
IV. 用語集	24

I. 計画策定の趣旨

1. これまでの取組み

①公立こども園の適正配置に向けた基本方針について

平成 28 年（2016 年）9 月に策定した「公立こども園の適正配置に向けた基本方針」（以下、「基本方針」という）は、将来予測される子どもの数の減少を見すえ、中期的な課題として公立こども園の適正な配置について、基本的な考え方や方向性、公立こども園のあるべき姿を示したものです。

公立こども園のあるべき姿としての公立こども園の役割については、①ベンチマーク機能、②人材育成機能、③セーフティネット機能、④地域子育て支援拠点機能の 4 つに整理したうえで、あるべき姿に向けた公立こども園の適正配置の考え方については、ニーズ視点、エリア視点、ハード・ソフト視点として基本的な考え方をまとめ、主に地域子育て支援センターの配置の必要性の観点から、中学校区に 1 園を基本としました。

公立こども園整備関連計画の経過

策定年月	計画名
平成 28 年(2016 年)9 月	公立こども園の適正配置に向けた基本方針
平成 30 年(2018 年)9 月	「夢・はぐくむ」公立こども園整備計画
令和元年(2019 年)5 月	「夢・はぐくむ」公立こども園整備計画 第 1 期(南部)年次計画
令和 2 年(2020 年)1 月	公立こども園再整備計画(前期)

②「夢・はぐくむ」公立こども園整備計画について

平成30年（2018年）9月に策定した「夢・はぐくむ」公立こども園整備計画（以下、「第1次計画」という）については、「基本方針」に基づき、公立こども園があるべき姿をめざすにあたって、周辺園の統廃合も含め、地域ごとの特性に応じた公立こども園の配置の検討と整備についての取組みやスケジュール等を示したものです。

▶第1期（南部）年次計画

第1期（南部）年次計画は第1次計画を着実に進めるため、令和元年（2019年）5月に策定した実施計画で、南部地域における統廃合の取組みについて示したものです。具体的には、せんなり・庄内・栄町の3こども園を島田こども園に統合し、豊南西こども園を高川こども園に統合する方針で取り組んできました。

園名	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
統合	せんなり		最終年度	→島田こども園へ統合					
	庄内			最終年度	→島田こども園へ統合				
	栄町				最終年度	→島田こども園へ統合			
	豊南西					最終年度	→高川こども園へ統合		
再整備	島田	整備方針検討		せんなり園児受入		庄内園児受入	栄町園児受入		
	高川		整備方針検討				豊南西園児受入		
	野田	整備方針検討							
	庄内西		整備方針検討						

※「夢・はぐくむ」公立こども園整備計画 第1期（南部）年次計画より

▶第1期（南部）年次計画の実施状況

第1期（南部）年次計画に基づき、せんなり及び庄内の2こども園は閉園しましたが、社会情勢の変化に伴い、保育ニーズが高まり、令和5年（2023年）4月現在で待機児童が発生したことから、令和6年度（2024年度）を最終年度としていた栄町こども園及び豊南西こども園の閉園を見送り、園運営を継続してきました。

	対象園	計画	実行
第1期 年次計画 (南部)	せんなり	島田と統合	令和3年(2021年)3月閉園
	庄内		令和5年(2023年)3月閉園
	栄町		待機児童発生に伴い、継続運営
	豊南西	高川と統合	待機児童発生に伴い、継続運営

③公立こども園再整備計画（前期）について

公立こども園再整備計画（前期）は第1次計画に基づき、令和2年（2020年）1月に策定した実施計画で、市内に配置すべき公立こども園について将来予測される児童数の推移・変動を見据え、地域ごとの特性に応じた園舎整備の計画や取組み等を示したものです。具体的には、原田・てしま・てらうちの3こども園を改修し、とねやま・西丘・東丘の3こども園を建替える方針で取り組んできました。

区分	園名	備考
前期計画対象園 (令和元年度～)	西丘・東丘・原田・てしま てらうち・とねやま	厨房が無い施設 単独施設
後期計画対象園 (令和6年度～)	東豊中・旭丘・桜井谷・本町 北緑丘・庄内西・高川	複合施設
上記以外	野田・島田・蛭池	周辺施設の再編の方向性が決まり次第。 再整備に向けた取組みを進めます。

※「公立こども園再整備計画（前期）」令和2年（2020年）1月より

▶公立こども園再整備計画（前期）の実施状況

公立こども園再整備計画（前期）においては、各園の改修及び建替えについて令和2年度（2020年度）から計画に基づいて進めており、令和6年度（2024年度）には原田・てらうち・とねやまの3こども園の工事が完了し、令和7年度（2025年度）にはてしま・東丘・西丘の3こども園の工事が完了予定です。

	対象園	計画	実行
公立こども園再整備 計画（前期）	原田	大規模改修	令和6年(2024年)5月改修完了
	てらうち	大規模改修	令和6年(2024年)5月改修完了
	とねやま	建替え	令和6年(2024年)10月建替え完了
	てしま	大規模改修	令和7年(2025年)3月改修完了予定
	東丘	建替え	令和8年(2026年)3月建替え完了予定
	西丘	建替え	令和8年(2026年)3月建替え完了予定

2. 計画策定の背景

①全国の状況

少子化が加速し、就学前人口の減少が進む中、子どもや家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。子育ての孤立化や経済的な不安など、さまざまな課題が顕在化しており、子育て家庭だけでなく、社会全体で子育てを支える「子育ての社会化（※用語集）」の重要性が一層高まっています。

就学前児童に対する教育・保育の分野においては、経済環境などの変化を背景に、共働き世帯が増加するなど就労状況が変化しており、ライフスタイルの多様化の影響もあり、教育・保育や子育て支援に対するニーズはより多様なものとなっています。それらの多様なニーズに対応する施策の一つとして、国は令和8年（2026年）4月から、0歳6か月以上から満3歳未満の児童を対象とした就労条件を問わない、新たな通園給付制度である乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）を本格実施する予定です。

また、保育士の確保も重要な課題です。国の「保育士確保プラン（※用語集）」の実施により、保育士の登録者数は増加傾向にありますが、令和6年1月時点の全国の有効求人倍率（※用語集）は全職種の平均1.35倍に比べ3.54倍と大きく上回っており、全国的に保育士の確保は厳しい状況です。特に都市部では深刻な人材不足が続いており、教育・保育の量や質の維持・向上のためには、保育士の確保と定着が不可欠です。そのため、保育士の処遇改善や働き方改革など、魅力的な職場環境づくりに向けた取組みが求められています。

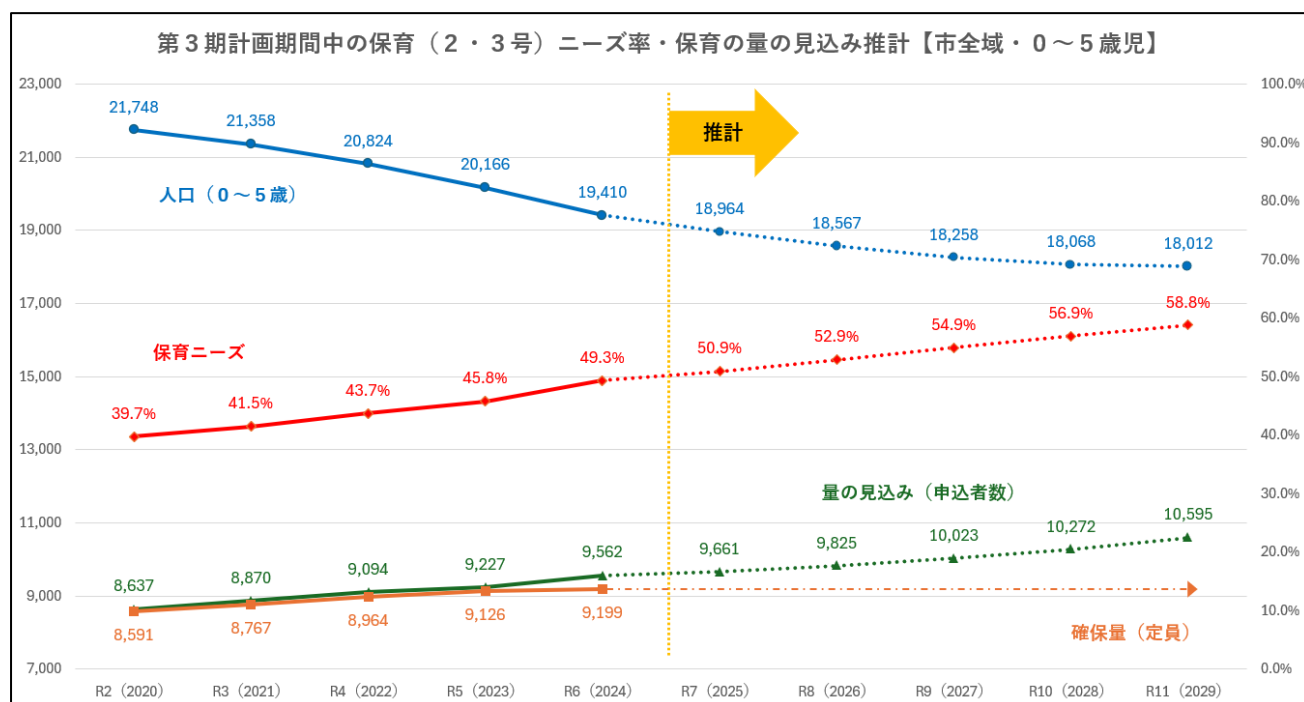
②豊中市の状況

本市においては、就学前人口は減少傾向にあるものの、共働き率の上昇を背景に保育所等の申込者数が継続的に増加しており、令和5年度（2023年度）と令和6年度（2024年度）に待機児童が発生しました。下図「第3期計画期間中の保育（2・3号）ニーズ率・保育の量の見込み推計」のとおり、今後、さらなる保育所等の申込者数の増加が見込まれており、令和7年（2025年）2月に策定の「第3期豊中市子育て・子育て支援行動計画」では、令和11年度（2029年度）に向け、さらなる保育定員の確保を進めることとしています。

また、本市においては子育てに不安や負担を感じる保護者が増加しており、教育・保育や子育て支援に対するニーズはさらに多様化しています。一方で本市の2・3号受け入れ施設数は、子ども子育て支援新制度が施行された平成27年度では79施設（公立26施設、民間53施設）でしたが、令和6年度は127施設（公立24施設、民間103施設）と、10年間で民間園が50園増加しています。それらの民間園の中には、特色や強みを活かし、質の高い教育・保育や地域支援を展開している園が多く存在します。具体的には、子どもの主体性を引き出すための独自のカリキュラムや活動の提供をする園、講座やお祭りなどを開催し、園開放事業に取り組むことで地域住民との関係性を構築する園などがあります。

さらに、障害児等支援や家庭支援が必要な子どもは年々増加しており、本市では、令和5年度（2023年度）に設置した「はぐくみセンター（こども家庭センター）」（※用語集）や、令和7年度（2025年度）に開設する「豊中市児童相談所」の設置により、妊娠期から子育て期までの子どもと家庭に対する、包括的で切れ目のない相談支援体制の構築を進めているところです。

一方で、保育士確保の状況については、令和6年（2024年）1月時点での大阪府の有効求人倍率は、4.27倍と全国の水準と比べさらに高く、本市においても公民での人材確保・育成が大きな課題となっています。



③公立こども園の現状

▶園舎の状況

本市の公立こども園は、昭和４０年代（１９６５年～１９７４年）に建てられたものが多く、経年劣化により老朽化が進行しています。第１次計画に基づき大規模改修や建替えを進めている園を除く公立こども園は１８園あり、各園の平均築年数は約４８年になります。老朽化により各所劣化が見られる園が多く、建替えや大規模な修繕を検討する必要があります。

福祉 圏域	こども園名	建物概要		現況と改修等にかかる課題等
北東部	しんでん	敷地面積（㎡）	2,509.73	立地：周辺は中高層住宅地、道路に高低差あり 接道：西・南側で市道に接道 敷地：斜面地で２段敷地となっている 駐車場：５台／調理室：なし 課題等：経年劣化により老朽化が進行している
		延床面積（㎡）	941.00	
		建築年月日	1974.3.1	
		経過年数	51	
		地域子育て支援センター	なし	
北中部	北緑丘	敷地面積（㎡）	4,098.07	立地：周辺は低層住宅、中高層住宅地が立地、道路と高低差あり 接道：西側で道に接道 敷地：適正規模に対し十分広さがある 駐車場：９台 課題等：園舎の配置により園庭に重機を搬入することができない
		延床面積（㎡）	734.01	
		建築年月日	1986.3.20	
		経過年数	39	
		地域子育て支援センター	あり	
	ゆたか	敷地面積（㎡）	2,213.02	立地：周辺は中高層住宅地、斜面地、道路と高低差あり 接道：西・南側で市道に接道 敷地：適正規模に対し十分広さがある 駐車場：地下に駐車場あり／調理室：なし 課題等：外壁、内壁に多少の経年劣化がみられる 東豊中図書館との複合施設となっており、整備には調整が必要
		延床面積（㎡）	1,460.29	
		建築年月日	1993.8.1	
		経過年数	31	
		地域子育て支援センター	なし	
	東豊中	敷地面積（㎡）	2,200.96	立地：周辺は中高層住宅地、斜面地、道路と高低差あり 接道：西・北側で市道に接道 敷地：狭小 駐車場：８台 課題等：東豊中地域福祉活動支援センターとの複合施設となっており、整備には調整が必要
		延床面積（㎡）	1,275.41	
		建築年月日	1997.3.25	
		経過年数	28	
		地域子育て支援センター	あり	
	のばたけ	敷地面積（㎡）	4,790.00	立地：周辺は中高層住宅地、斜面地、南側の第１４中学校に隣接 接道：西で府道に接道 敷地：適正規模に対し十分広さがある 駐車場：３台／調理室：なし 課題等：経年劣化により老朽化が進行している
		延床面積（㎡）	1,156.00	
		建築年月日	1981.3.1	
		経過年数	44	
		地域子育て支援センター	なし	

福祉 圏域	こども園名	建物概要		現況と改修等にかかる課題等
北 西 部	桜井谷	敷地面積 (㎡)	663.54	立地：周辺は低層住宅地、南側の桜井谷小学校に隣接、 接道：西・北側で市道に接道 敷地：狭小、道路との高低差あり 駐車場：3台（桜井谷会館との共有） 課題等：経年劣化により老朽化が進行している 桜井谷会館との複合施設となっており、整備には調整が必要
		延床面積 (㎡)	520.86	
		建築年月日	1969.4.2	
		経過年数	55	
		地域子育て 支援センター	あり	
	本町	敷地面積 (㎡)	2,589.43	立地：周辺は低層住宅地 接道：南側で市道に接道 敷地：適正規模に対しては若干狭い 駐車場：4台 課題等：外壁、内壁に多少の経年劣化がみられる
		延床面積 (㎡)	861.10	
		建築年月日	1982.3.26	
		経過年数	43	
		地域子育て 支援センター	あり	
	蛭池	敷地面積 (㎡)	3,711.00	立地：周辺は低層住宅地、道路と高低差あり、 アクセス道路が狭い 接道：南・西側で市道に接道 敷地：適正規模に対し十分広さがある 駐車場：4台 課題等：外壁、内壁に多少の経年劣化がみられる
		延床面積 (㎡)	1,384.69	
		建築年月日	1976.3.19	
		経過年数	49	
		地域子育て 支援センター	あり	
中 部	旭丘	敷地面積 (㎡)	1,814.00	立地：周辺は低層住宅、中高層住宅が立地、 道路と高低差あり、泉丘小学校に隣接 接道：東・北側で市道に接道 敷地：狭小 駐車場：10台 課題等：経年劣化により老朽化が進行している 接道の問題で園庭に重機を搬入することができない
		延床面積 (㎡)	835.57	
		建築年月日	1967.9.20	
		経過年数	57	
		地域子育て 支援センター	あり	
	ともだち	敷地面積 (㎡)	2,255.96	立地：周辺は低層住宅地、南側で公園に隣接、 接道：北側で府道、西側で市道に接道 敷地：園庭狭小 駐車場：5台（人権平和センター豊中との共有） 課題等：経年劣化により老朽化が進行している 人権平和センター豊中との複合施設となっており、整備には調整が必要
		延床面積 (㎡)	286.09	
		建築年月日	1972.12.25	
		経過年数	52	
		地域子育て 支援センター	あり	
中 東 部	高川	敷地面積 (㎡)	3,488.00	立地：周辺は低層住宅地 接道：北・東側で市道に接道 敷地：適正規模に対し十分広さがある 駐車場：6台 課題等：経年劣化により老朽化が進行している 高川センターとの複合施設となっており、整備には調整が必要
		延床面積 (㎡)	2,296.57	
		建築年月日	1974.10.30	
		経過年数	50	
		地域子育て 支援センター	なし	

福祉 圏域	園名	建物概要		現況と改修等にかかる課題等
中東部	豊南西	敷地面積 (㎡)	2,074.00	立地：周辺は低層住宅地 接道：北・西・東側で市道に接道 敷地：狭小 駐車場：なし 課題等：経年劣化により老朽化が進行している 豊南会館との複合施設となっており、整備には調整が必要
		延床面積 (㎡)	774.56	
		建築年月日	1969.6.10	
		経過年数	55	
		地域子育て支援センター	あり	
	小曽根	敷地面積 (㎡)	3,125.99	立地：周辺は低層住宅地、西・東側は民家に接する、道路を挟んで北側で公園に隣接 接道：北・南で市道に接道 敷地：適正規模に対し十分広さがある 駐車場：なし 課題等：経年劣化により老朽化が進行している
		延床面積 (㎡)	936.92	
		建築年月日	1971.3.25	
		経過年数	54	
		地域子育て支援センター	あり	
中西部	服部	敷地面積 (㎡)	1,190.00	立地：周辺は低層住宅地 接道：西・北側で市道に接道 敷地：狭小 駐車場：なし 課題等：経年劣化により老朽化が進行している
		延床面積 (㎡)	499.96	
		建築年月日	1968.3.27	
		経過年数	57	
		地域子育て支援センター	あり	
南部	島田	敷地面積 (㎡)	3,917.00	立地：周辺は低層住宅、事業所が立地、北側道路を挟んで島田小学校に隣接 接道：北側で市道に接道 敷地：十分な広さがある 駐車場：4台 課題等：経年劣化により老朽化が進行している 島田センターとの複合施設となっており、整備には調整が必要
		延床面積 (㎡)	2,528.87	
		建築年月日	1974.3.20	
		経過年数	51	
		地域子育て支援センター	あり	
	庄内西	敷地面積 (㎡)	1,636.00	立地：周辺は低層住宅・アパートと事業所が立地、東側で公園に隣接 接道：北側で市道に接道 敷地：狭小 駐車場：なし 課題等：経年劣化により老朽化が進行している
		延床面積 (㎡)	1,097.42	
		建築年月日	1969.12.20	
		経過年数	55	
		地域子育て支援センター	なし	
	野田	敷地面積 (㎡)	1,950.22	立地：周辺は低層住宅・アパートが立地、野田小学校に隣接 接道：南側で市道に接道 敷地：狭小 駐車場：なし 課題等：経年劣化により老朽化が進行している 野田センターとの複合施設となっており、整備には調整が必要
		延床面積 (㎡)	875.85	
		建築年月日	1972.3.25	
		経過年数	53	
		地域子育て支援センター	あり	
	栄町	敷地面積 (㎡)	2,162.55	立地：周辺は低層住宅、中高層住宅が立地、南側で公園に隣接 接道：東で市道に接道 敷地：狭小 駐車場：2台 課題等：経年劣化により老朽化が進行している 3階以上が府営住宅となっており、整備には調整が必要
		延床面積 (㎡)	1,304.15	
		建築年月日	1984.3.19	
		経過年数	41	
		地域子育て支援センター	あり	

3. 計画策定の目的

本市では、「基本方針」「第1次計画」に基づき、将来予測される児童数の減少を見据えた中で、周辺園の統廃合も含め、地域ごとの特性に応じた公立こども園の配置の検討と整備に向けた取り組みを進めてきました。

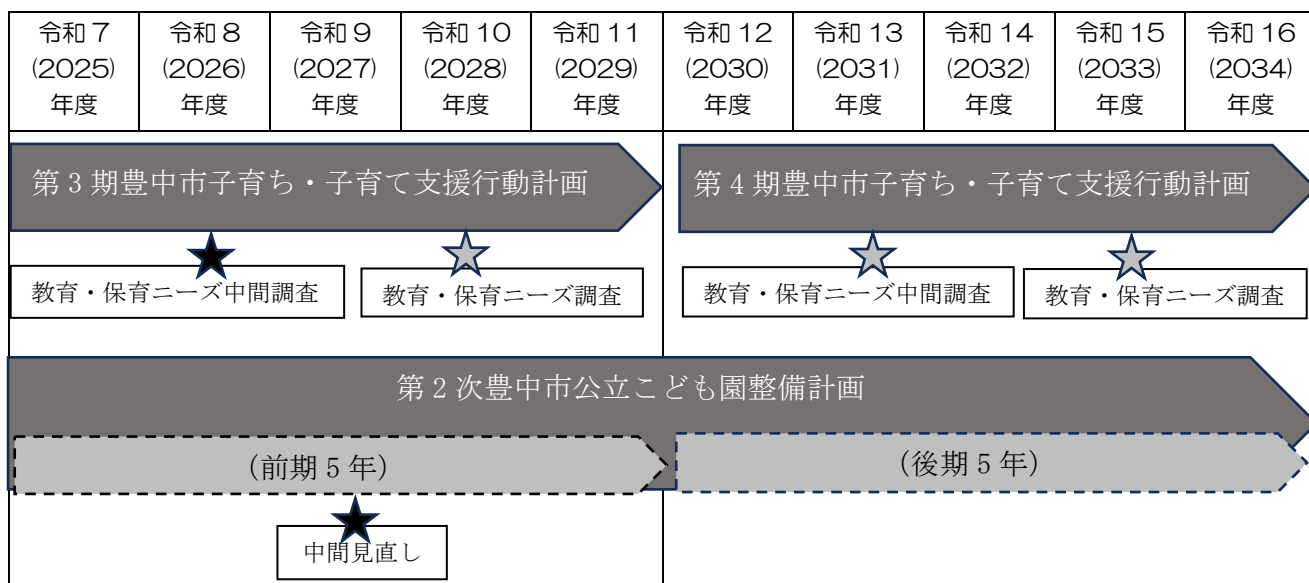
しかし、この間共働き家庭の増加など、社会環境等が変化し、待機児童への対策や今後見込まれる保育ニーズの高まり、あわせて多様化する子育てニーズに対応する必要性が生じています。

本市がさらなる保育定員をしっかりと確保する取り組みを進めるとともに、教育・保育の質をより高めながら、多様化する子育て支援ニーズに対応していくため、これまで「基本方針」「第1次計画」で示してきた公立こども園の統廃合方針からの転換を図り、公立こども園の果たすべき役割と適正配置の考え方を見直し、公立こども園の配置・整備等に係る全体計画として、改めて「第2次豊中市公立こども園整備計画」（以下、「第2次計画」という）を策定します。

4. 計画期間

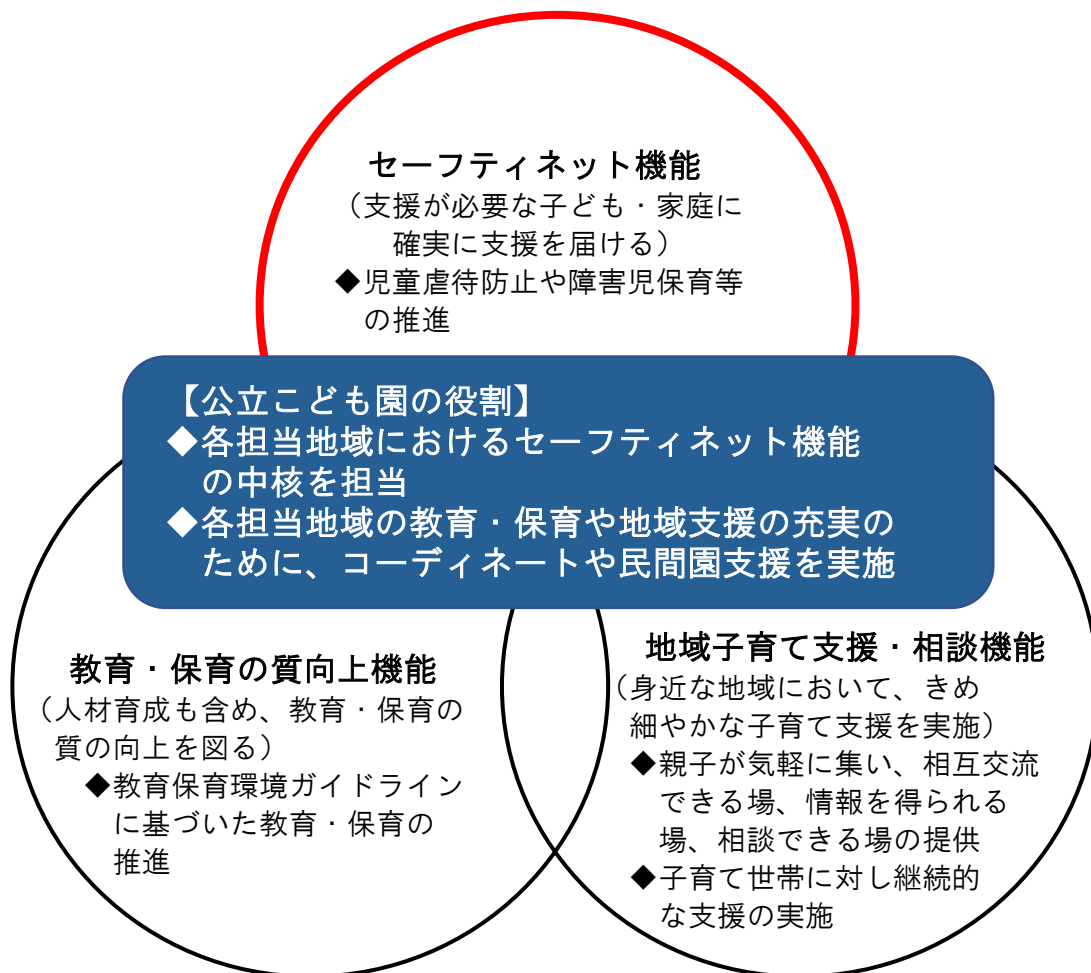
第2次計画は、本市こども施策全体との整合を図るとともに、教育・保育のニーズを見極めながら進めるため、第3期及び第4期豊中市子育て・子育て支援行動計画の計画期間とあわせ、令和7年度（2025年度）から令和16年度（2034年度）までの10年間を計画期間とします。

第4期豊中市子育て・子育て支援行動計画策定に向けて、令和8年度（2026年度）に実施する教育・保育ニーズ中間調査を踏まえて、令和9年度（2027年度）を目途に、中間見直しを行います。また、中間見直し後も教育・保育ニーズ（※用語集）や社会情勢の変化に応じ、必要な見直しを行います。



Ⅱ. 公立こども園の役割と適正配置の考え方

【公民で充実を図る機能と公立こども園の役割図】



1. 公民で充実を図る機能

第1次計画において、公立こども園の果たすべき4つの機能（地域子育て支援拠点機能・ベンチマーク機能・人材育成機能・セーフティネット機能）を掲げて計画を進めてきましたが、民間園が増加している中、これらの機能は公立こども園だけでなく、民間園においても取組みが進んでいます。第2次計画においては、公民で充実を図る機能としてセーフティネット機能を中心に3つに整理し、今後もこれらの機能の充実を図ります。

▶セーフティネット機能

障害児や家庭の事情により支援が必要な児童が増加していることに対し、公民の就学前施設と「はぐくみセンター（こども家庭センター）」や「豊中市児童相談所」との緊密な連携体制を構築し、継続的な見守り・相談など、包括的で切れ目のない支援を行うとともに、障害児が住まいの近隣の園を選択しやすくするなど、受け入れ環境の改善を図ります。

▶教育・保育の質向上機能

児童の成長を切れめなく支えるとともに、生涯にわたる学びや生活の基盤をつくるために、市域全体の教育・保育の質の向上を図る必要があることから、公民で保育教諭（※用語集）・保育士・幼稚園教諭（以下、保育士等という）としてのスキル向上と、組織としての人材育成、マネジメントを含めたさまざまな研修や、幼児教育サポーター（※用語集）による巡回等のほか、教育保育環境ガイドライン（※用語集）に基づいた取組みを進めます。

▶地域子育て支援・相談機能

地域の子育て世帯のさまざまな子育て支援ニーズに対応するために、地域子育て支援センター事業（※用語集）やマイ子育てひろば（※用語集）などを通じ、地域の子育て世帯が気軽に集い、相互交流できる場、継続的に相談できる場を提供します。

あわせて、未就園児とその保護者への継続的な支援のため、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の取組みを進めます。

2. 公立こども園の役割

市域全体でセーフティネット機能を中心とした3つの機能の充実を図るためには、公立こども園がそれぞれの担当地域において近隣の民間園を巡回することで顔の見える関係性をつくり、下記に示す2つの役割を果たすことで、市域全体の教育・保育サービスの質の底上げを図る役割を担います。

▶各担当地域におけるセーフティネット機能の中核を担当

これまで公立こども園では、各担当地域における医療的ケア児（※用語集）をはじめとする障害児の受け入れや見守りが必要な要支援家庭の児童の受け入れを進めるなど、本市の就学前児童の子育て家庭を対象としたセーフティネット機能の強化に取り組んできました。第2次計画期間においても、引き続きこれまで培ってきた経験や、本市の行政の一翼を担う公の施設として「はぐくみセンター（こども家庭センター）」「豊中市児童相談所」との緊密な連携を活かし、公立こども園がセーフティネットの中核を担います。あわせて、障害の種類や程度など個々に応じた障害児保育の取組みや、要支援家庭を支援するにあたってのノウハウや工夫を伝えていくことで、民間園のセーフティネットの取組みを下支えしていきます。

▶各担当地域における教育・保育や地域支援の充実のため、民間園へ支援やコーディネートを実施

各担当地域における公立こども園のスタッフの巡回等により、近隣の民間園に対して継続的な相談・支援体制を整えることで、民間の幼児教育サポーターとも連携しながら、民間園の教育・保育における課題、困りごとについて解決に向け支援し、市全体の教育・保育の質向上や子育て世帯への支援強化を図ります。あわせて、保育士等の研修や交流事業の企画・運営、地域で抱える課題などについて意見交換や相談できる場の設定や仕組みづくりなどのコーディネートを実施します。

3. 公立こども園の適正配置の考え方

①基本的な方向性

第1次計画では公立こども園の統廃合を進めてきましたが、必要な教育・保育サービス量を確保しつつ、民間園の創意工夫や柔軟性、スピード感といった特徴を活かし、教育・保育及び子育て支援に対する多様なニーズへの対応力を高めるため、第2次計画では公立こども園の民間移管を基本として、公立こども園の適正配置を進めます。そのことにより、公立の限りある教育・保育資源を集約することで、公立こども園の役割を十分に果たせる体制を整えます。

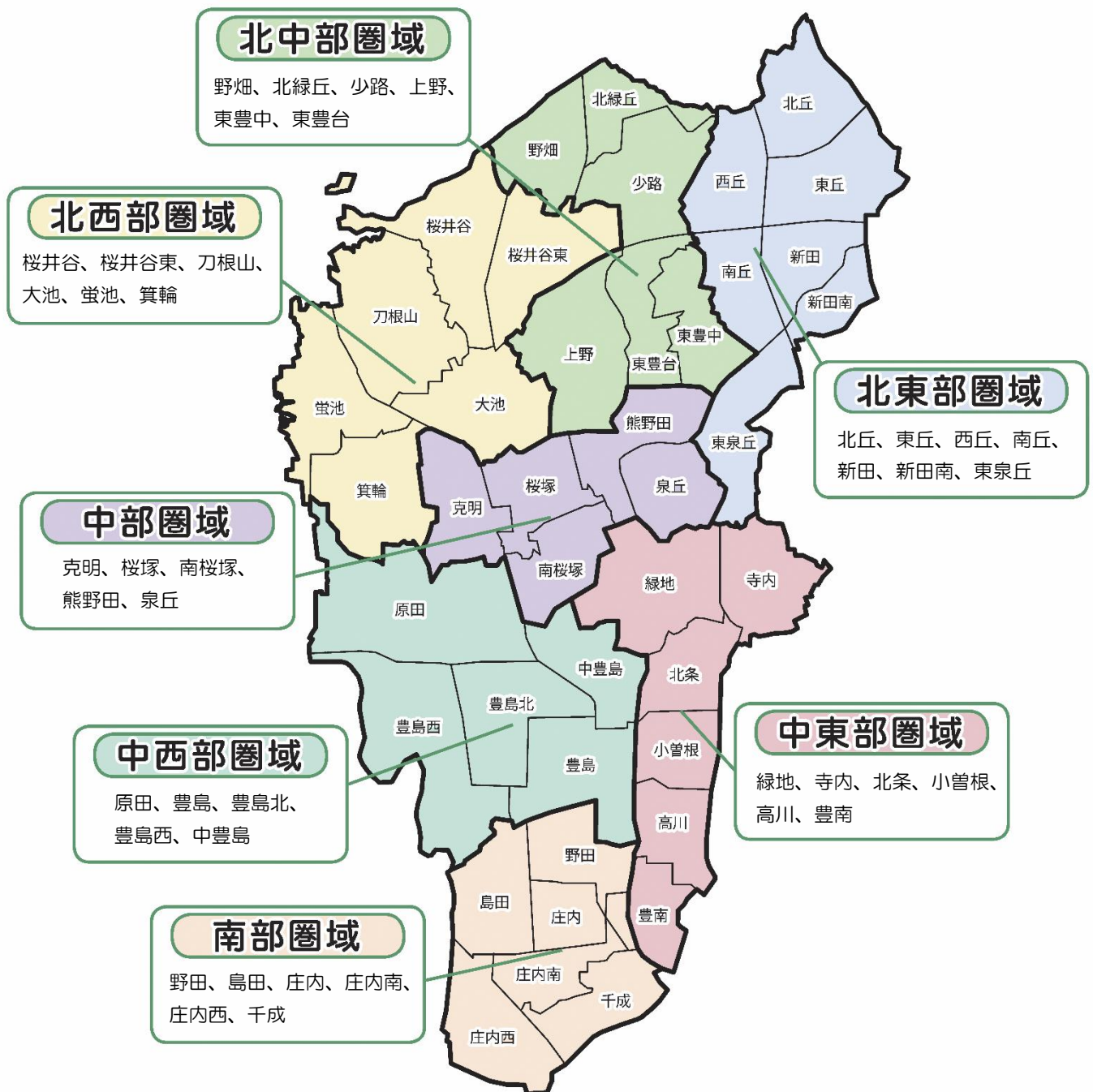
②適正配置にかかる区域の考え方

現在、本市の福祉分野は、令和6年（2024年）3月に策定した「第5期豊中市地域福祉計画」に基づき、身近な地域で相談を受け、相互の支え合いの中で解決していく観点から小学校区を相談対応における基本的な圏域とし、さらにそれを7つにまとめた日常生活圏域7圏域（以下、福祉7圏域という）ごとに関係機関・団体が情報共有・連携し、各小学校区での相談対応を支えていくことを基本として、市全域に相談・支援体制を構築しています。

障害児とその家庭をはじめ、さまざまな事情を抱える子育て家庭を、公民で包括的に切れめなく支援する体制を構築し、公立こども園がそのセーフティネットの中核を担うにあたっては、さまざまな福祉分野との連携が不可欠です。そのため、第2次計画に基づく公立こども園の適正配置についても、小学校区を束ねた福祉7圏域を基本に実施することとします。

これまでも地域福祉ネットワーク（こども部会）（※用語集）については、概ね小学校区単位での取組みを実施しており、令和7年度より福祉7圏域に合わせて、小学校を束ねた圏域連絡会として開催し、地域に根差した取組みを推進することとしています。

【福祉 7 圏域の地図】



本計画における小学校区とは、本市における義務教育学校設立以前の校区とします。

③ 地域子育て支援の推進

現在、子育て支援センターほっぺを中核とし、公立こども園 16 園、概ね中学校区に 1 か所で実施している地域子育て支援センターでは、園庭開放や講座の実施のほか、相談事業などさまざまな事業を実施しています。具体的には、令和 5 年度（2023 年度）には園開放や年齢別での子育て支援事業を多数実施し、延べ 62,642 組、136,428 名の方が参加されています。

加えて、令和 6 年度からは、より身近な地域で気軽にこれらの事業の利用や参加ができるよう、公民の園でマイ子育てひろばを実施しています。これにより、未就園児のいる家庭をはじめとした子育て家庭への地域における相談・支援体制を体系的に構築しているところであり、特に支援が必要な児童については、はぐくみセンター等につなぎ、連携して支援していくなどの取組みが進んでいます。

このため、地域子育て支援センターを設置している公立こども園を民間移管する際には、移管先事業者はその取組みを引き継ぐことで、これらの体系的な相談・支援体制の構築を進め、地域子育て支援を推進します。

〈令和 5 年度（2023 年度）の地域子育て支援センターでの実施状況〉

場所	講座名・名称	内容・対象者	回数	延べ参加組数	延べ参加人数
公立こども園の地域子育て支援センター	育児相談	保護者の悩み・不安軽減のための相談事業	5,176 回	—	—
	園開放	地域の親子が気軽に集い、ふれあう場の提供を行う	5,296 回	19,338 組	41,993 人
	ぴよぴよ	0 歳児の子どもと保護者・妊婦を対象とした地域活動	373 回	2,059 組	4,175 人
	わんわん	1 歳の子どもと保護者を対象とした地域活動	204 回	1,635 組	3,365 人
	みつばち	2 歳から就学前の子どもと保護者を対象とした地域活動	167 回	955 組	2,137 人
	育ちの講座	子どもの育ちや健康・かかわり方について話を聞き子育てにつながる機会とする	39 回	281 組	583 人
	食育講座	おやつ講座・離乳食講習会	53 回	312 組	663 人
	こぐま	1 歳 6 か月から 2 歳未満の子どもと保護者を対象に、あそびの提供や情報提供を行う	83 回	564 組	1,146 人
	いるか	2 歳～3 歳未満の子どもと保護者を対象に、あそびの提供や情報提供を行う	66 回	400 組	832 人
	センターで遊ぼう	家庭では経験できない遊びなど、親子で遊びを楽しむ機会を提供する	759 回	4,708 組	10,061 人

〈令和5年度（2023年度）の子育て支援センターほっぺ・ほっぺ南部分室での実施状況〉

所 場	講座名・名称	内容・対象者	回数	延べ参加組数	延べ参加人数
ほっぺ 子育て支援センター	プレイルームの開放	0歳～就学前の子どもと保護者	288回	12,246組	26,209人
	拠点実施イベント	0歳～就学前の子どもと保護者	171回	3,377組	7,058人
	「安心感の輪」子育てプログラム	心理士による子育て講座8回連続 3クール/年	35回	151組	288人
		心理士による子育て講座8回連続 単発講座3回	3回	66組	143人
ほっぺ 南部分室	プレイルームの開放	0歳～就学前の子どもと保護者	294回	14,765組	33,946人
	拠点実施イベント・講座	0歳～就学前の子どもと保護者	129回	1,785組	3,829人

④ 施設整備

今後、地域のセーフティネットや民間園支援において中核としての役割を果たす公立こども園については、施設の老朽化や利用ニーズの変化に対応するため、建替えや大規模改修を引き続き計画的に実施します。これにより、安全で快適な環境を整備し、子どもたちや保護者が安心して利用できる施設運営をめざします。また、改修後は在園児以外の支援や災害対応も想定し、乳幼児の受け入れに必要な機能を備えた施設とし、地域住民にとっても安心できる拠点とします。

建替え以前のとねやまこども園の様子



建替え後のとねやまこども園の様子

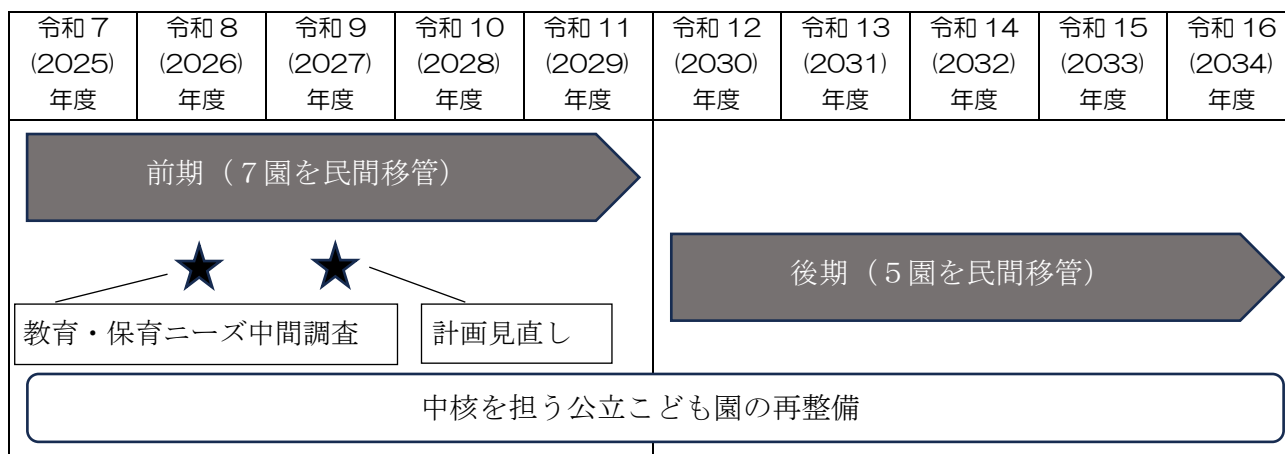


Ⅲ. 適正配置に向けた進め方

1. 民間移管を進める公立こども園

第2次計画は、令和7年度（2025年度）から令和16年度（2034年度）までの10年間の計画期間の中で、前期5年間で7施設、後期5年間で5施設の民間移管に着手します。

ただし、後期5年間の民間移管については、教育・保育のニーズや社会情勢の変化も想定されることから、令和8年度（2026年度）に実施する教育・保育ニーズ中間調査の結果や関係団体との調整状況を考慮し、令和9年度（2027年度）を目途に、計画の見直しに向けた検討を行います。



① 前期5年間（令和7年度～11年度）

第2次計画前期5年で民間移管する公立こども園の選定基準として、以下のとおり3つの基準で7園を選定します。民間移管のスケジュールについては、各園が所在する地域の状況を勘案し、順次民間移管に向けた公募を実施します。

▶ i. 第1次計画の再整備園以外を対象とする

第1次計画による再整備にあたっては、国補助金を活用しており、直ちに民間移管することは適切でないことから、第1次計画の再整備園以外を対象とします。

▶ ii. 第1次計画の統合対象園を優先する

第1次計画の段階で園舎への老朽化への対応や教育・保育資源集約化の検討が進んでいた園であることから、第1次計画の統合対象園を優先的に民間移管することとします。

▶ iii. 建替え用地等の目途がついている園を優先する

園舎が建替え可能であることや建替え用地等の目途がついている園を優先的に民間移管することとします。

〈第 2 次計画前期 5 年で民間移管する公立こども園〉

こども園名	築年	圏域	i 第 1 次計画の再整備園以外	ii 第 1 次計画統合対象園	iii 建替え用地目途有無	方針	備考
野田	1972	南部	✓	△ 別計画※	✓	小学校跡地建替え (民間移管後は単 独施設)	南部地域の学校跡地に関する個別活用計画に整備する旨を記載、複合施設 (共同利用施設)
しんでん	1974	北東部	✓	✓	✓	園庭建替え	
ゆたか	1993	北中部	✓	✓	✓	賃貸借・改修	複合施設(図書館)
のばたけ	1981	北中部	✓	✓	✓	園庭建替え	
服部	1968	中西部	✓	✓	△ 調整中	近隣仮園舎建替え	園庭建替えが困難
小曽根	1971	北東部	✓	✓	✓	園庭建替え	
栄町	1984	南部	✓	✓	✓	賃貸借(府・市)・ 改修	複合施設(府営住宅)

※「豊中市南部地域の学校跡地に関する個別活用計画」に建替えが示されている

②後期 5 年間（令和 12 年度～16 年度）

第 2 次計画後期 5 年で民間移管する公立こども園については、老朽化が進行しているが、複合施設であること、建替え用地の確保ができていない、関係団体との調整が必要なことなどから、令和 8 年度（2026 年度）に実施する教育・保育ニーズ中間調査を踏まえて、令和 9 年度（2027 年度）を目途に検討を進め、10 園のうちから 5 園を選定します。

〈第 2 次計画後期 5 年で民間移管を検討する公立こども園〉

こども園名	築年	圏域	こども園名	築年	圏域
旭丘	1967	中部	蛭池	1976	北西部
庄内西	1969	南部	本町	1982	北西部
桜井谷	1969	北西部	北緑丘	1986	北中部
豊南西	1969	中東部	原田	2024 改修	中西部
高川	1974	中東部	西丘	2026 建替え	北東部

2. 各圏域の中核を担う公立こども園

引き続き、各圏域の中核を担う公立こども園については、既に建替え・改修をしている園を中心に、複合施設ではあるものの最も新しい施設である東豊中こども園、これまで南部の中核園とするべく、せんなり・庄内の2こども園を統合してきた島田こども園、また周辺に民間園が多く、人権平和センター豊中などとの連携が可能なともだちこども園を選定しました。

こども園名	築年	圏域
東丘	2026 建替え	北東部
とねやま	2024 建替え	北西部
てらうち	2024 改修	中東部
てしま	2025 改修	中西部
東豊中	1997	北中部
島田	1974	南部
ともだち	1972	中部

3. 民間移管の手法について（前期 5 年間）

①民間移管先の選定基準

本市の公立こども園は幼保連携型認定こども園（※用語集）であるため、公立こども園の施設形態を維持する観点から、移管先には幼保連携型認定こども園を継続して運営することができる、「認可就学前施設の運営実績がある社会福祉法人（※用語集）または学校法人（※用語集）」に限定します。移管先事業者の選定に向けては、選定委員会を設置して公募型のプロポーザル（※用語集）を実施します。

②土地利用・施設整備

土地（底地）の取り扱いについては、基本的には事業用定期借地契約（30 年）（※用語集）を基本とします。複合施設や大阪府所有地等の場合については、土地・建物ともに賃貸借契約及び認定こども園法第 34 条第 2 項に基づく協定を締結して移管を行います。建物については、「就学前教育・保育施設整備交付金」により、移管先事業者を支援し、施設整備（建替え・改修）を行います。

③定員設定・施設機能等

▶公立園の利用定員を維持

既存の保育需要を満たし、地域における教育・保育サービスの継続性を確保するため、原則として現在の公立こども園の利用定員を維持することとします。

▶民間移管時の在籍児の引継ぎ

民間移管時には、在籍児のうち希望する児童全員を引き継ぐこととします。移管に伴う児童及び保護者の不安を軽減し、スムーズな民間移管を図るため、保護者説明会などを開催し、丁寧な情報提供を実施することとします。

▶避難所機能の引継ぎ

公立こども園は市の避難所に指定されており、災害が起こった際には子育て家庭を中心とした地域住民を支援することになっています。地域住民の安全確保のため、民間移管後も移管先業者に避難所としての取組みを引き継ぎます。

④教育・保育内容

▶2・3号認定児を中心とした受入

本市では、特に2・3号認定児（※用語集）の需要が高く、待機児童が発生している状況です。このような状況を踏まえ、待機児童解消の観点から、民間移管後のこども園では2・3号認定児を中心として0歳児から5歳児を受け入れる施設として運営することとします。

▶障害児や特別な配慮・支援を必要とする児童の受入

本市では障害児や特別な配慮・支援を必要とする児童の受け入れが年々増加しています。今後もそのニーズは上昇することが見込まれることから、民間移管後においても障害児や特別な配慮・支援を必要とする児童を受け入れることとします。

▶公立園の教育・保育内容を引き継ぐ

民間移管に伴う教育・保育環境の変化を最小限にできるよう、移管した公立こども園が実施している教育・保育内容（行事・給食・保健・環境整備等）を基本に、移管先事業者による創意工夫を加えて実施することとします。

⑤地域子育て支援

▶公立園の実施内容を引き継ぐ

地域子育て支援センター（地域子育て支援拠点事業・地域子育て相談機関・マイ子育てひろば）を設置している公立こども園を移管する場合は、支援センターを移管先事業者が引き継ぐことを基本とします。

▶多様なニーズに対応した新事業の実施

多様化している子育て支援ニーズへの対応力を高めるために、移管先事業者には公立こども園実施内容に加え、新たな取り組みの提案と実施を求めます。

⑥保護者負担

民間移管の事業者公募時に園に在籍している児童が卒園するまでの期間は、公立こども園の保護者負担額を維持することを原則とします。具体的には、在籍児が全員卒園するまでは教育充実費等の追加の保護者負担を求めないこと、給食費及び用品代は公立こども園に準ずることなどを移管先事業者に求めます。これによって、公立こども園に在籍している園児の家庭が、民間移管による金銭面での変化を理由に転園や退園を行うことがないように配慮することとします。

⑦三者協議会の設置

民間移管を行う園ごとに保護者代表・移管先事業者代表・市担当で構成される三者協議会を移管先事業者決定後から移管後 3 年が経過するまで設置します。

具体的には、民間移管に伴う保護者の不安や疑問を解消し、児童にとってより良い教育・保育を提供するために、保育内容・保育料・職員の配置・安全対策など、幅広い事項について協議します。

⑧引継ぎ・共同保育の体制

公立こども園と移管先事業者の職員間の相互理解を深め、より良い教育・保育環境を創造するため、原則として 1 年間の引継ぎの期間を設けます。市と移管先事業者の引継ぎの円滑化だけでなく、児童が新しい環境に適応しやすくなるよう、一定期間、公立こども園の職員と移管先事業者の職員が共同で保育を行う体制を整えます。

具体的には、施設管理者や保育教諭・看護師・調理員などが順次共同保育を実施し、児童の不安感をなくすとともに、市と移管先事業者で教育・保育方針や考え方などを共有し、連携・協力体制を構築します。

⑨アフターフォロー

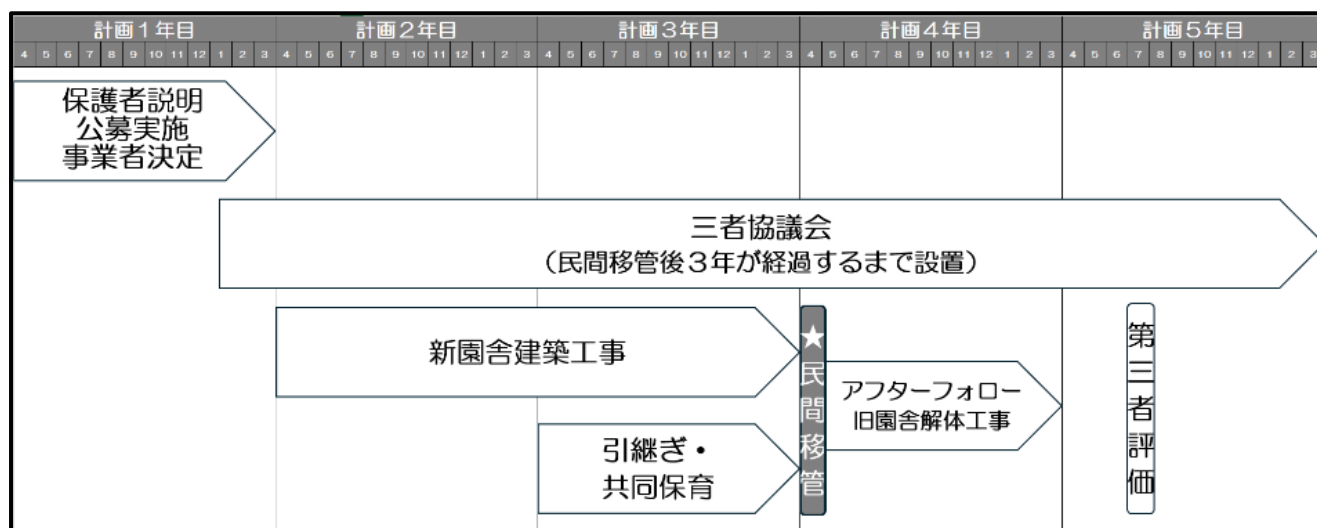
円滑な運営の移管及び移管後の課題に対応するために、通常の監査指導のほかに移管後 1 年間は、移管前のスタッフが定期的に訪問し、移管先事業者を支援するとともに、移管条件に則った適切な保育が実施されているかの確認を行います。また、移管後の円滑な園運営の支援のため、移管前と移管後に保護者アンケートを実施し、移管先事業者と結果を共有したうえで、必要な協議を行います。さらに、移管後 1 年後に移管先事業者には福祉サービス第三者評価（※用語集）の受審を義務づけることで、保育の質の確保等の確認を行います。

⑩民間移管のスケジュールイメージ

前期5年で民間移管する園の移管スケジュールについては、令和7年度（2025年度）から1年に1～3園程度の着手を進めていきます。具体的には、以下のとおりです。

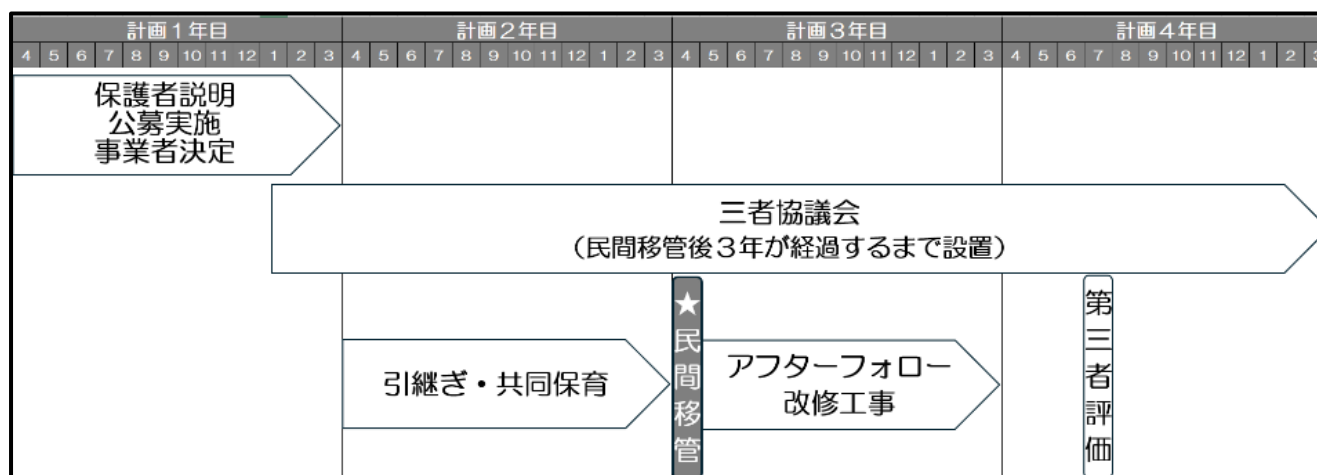
▶立地している土地が市有地の単独園の場合

第2次計画前期5年間（～令和12年4月）で民間移管により園舎建替えを行う施設は、「しんでんこども園」、「野田こども園」、「のばたけこども園」、「服部こども園」、「小曽根こども園」の5園です。スケジュールのイメージは以下の表のとおりです。



▶立地している土地が市有地でない場合または複合施設の場合

第2次計画前期5年間（～令和12年4月）で民間移管により園舎改修を行う施設は、「ゆたかこども園」、「栄町こども園」の2園です。スケジュールのイメージは以下の表のとおりです。



Ⅳ. 用語集

用 語	意 味
医療的ケア児	医学の進歩を背景として、NICU（新生児特定集中治療室）等に長期入院した後、引き続き人工呼吸や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な児童のこと。
学校法人	私立学校の設置を目的として私立学校法の定めるところにより設立された法人。
教育保育環境ガイドライン	平成31年（2019年）4月に公民の就学前施設が連携して策定した、豊中市においての教育・保育内容の評価の仕組み作りの土台となる公民共通の保育環境評価ツール。
教育・保育ニーズ	教育・保育を必要とする児童の保護者が、行政機関や保育所等に求める教育・保育のあり方のことである。
公募型のプロポーザル	対象業務に関して企画案や実施方針等の提出を求め、最も優れた提案者を採用する選定方法。
子育ての社会化	社会全体で子育てを支えていく社会を形成していくこと。出生率の低下や都市化、核家族化、女性の社会進出等により、子育て家庭が孤立化し、子どもの健全な育ちが保障されにくい現代では、社会全体で子育てを支えていく必要がある。子育て支援は、単に保護者へのサービスの提供ではなく、子どもがよりよく育つための支援であり、保護者自身が子育ての主体として育ち、自分らしく生きるための支援であること、社会全体で子育てを支える仕組みを作るための支援であることが重要である。
社会福祉法人	社会福祉事業を行うことを目的として社会福祉法の定めるところにより設立された法人。
事業用定期借地契約	事業の用途のみに限定し、期間を定めて土地を貸す契約。契約期間は最低10年～50年まで契約ができ、契約期間満了で土地を貸主に返還する。
地域子育て支援センター事業	就学前の子どもと保護者を対象に、子育て講座の開催やあそびの提供、子育てに関する育児相談等の事業のこと。子育て支援センターほっぺを中核とし、公立こども園16園で事業実施するとともに、関係機関と連携しながら、子育て家庭等への包括的な支援を行う。
地域福祉ネットワーク （こども部会）	小学校区での相談対応機能を支える専門機関や中間支援組織による相談支援機能。地域で抱える課題等について話し合い、解決にむけた取組を行う。
2・3号認定児	保育を必要とする3歳から小学校就学前の児童を2号認定児、0歳から2歳までの児童を3号認定児とし、保育認定を受けた児童のこと。保育の必要がなく、教育のみを希望する3歳から小学校就学前の児童は1号認定児という。

用 語	意 味
はぐくみセンター	「就学前」から「学童期」にいたるまで、ライフステージごとに子ども・子育て等に関する相談をすることができる相談機関。豊中市は「はぐくみセンター」を、こども家庭庁が設置を推進している「こども家庭センター」として府内で初めて設置した。
福祉サービス第三者評価	事業者の提供するサービスの質を当事者以外の公正・中立な第三者評価機関が専門的かつ客観的な立場から評価する事業のこと。
保育教諭	幼保連携型認定こども園で働く職員で、幼稚園教諭免許状及び保育士資格の両免許・資格を有する者。
保育士確保プラン	待機児童問題の解消を目的として、国全体で必要となる保育士を確保することを目標としたプラン。
マイ子育てひろば	市内在住の妊婦や未就学児の保護者が子育て支援施設に利用者登録し、より気軽に子育て支援施設の子育て相談や、イベント、園庭開放を実施している豊中市独自の取り組み。
有効求人倍率	有効求職者数に対する有効求人の数の割合で、1人の求職者に対してどれだけの求人があるのかを表している。
幼児教育サポーター	大阪府が認定している「大阪府幼児教育アドバイザー認定資格」を有する者のこと。市内就学前施設からの教育・保育の相談窓口として活動し、市内全体の教育・保育の質を図っている。
幼保連携型認定こども園	就学前児童の教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園の機能と保育所の機能を併せ持つ施設のこと。

(50 音順)